

## 県政モニター運営要領

### (趣旨)

第1 この要領は、県政モニター設置要綱（以下「要綱」という。）に基づき、その実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (職務の実施方法)

第2 県政モニター（以下「モニター」という。）へのアンケート事項等は、関係部（局）長の申出に基づき、広報県民課長が決定する。

2 アンケートは、インターネット又は郵送により実施するものとする。

3 要綱第3に規定する提案、意見は、電子メール、ファクシミリ又は郵送により提出するものとする。

### (モニターの構成)

第3 モニターは、県が行うインターネットによる公募で登録申込を行った者及び県が行う郵送での登録申込の依頼に対して登録申込を行った者で県が登録を行った者から構成される。

### (インターネットによる登録申込)

第4 モニターとして登録を希望する者は、登録申込書に必要事項を記入しインターネットで提出するものとする。

### (郵送による登録申込)

第5 県は、県内市町村の選挙人名簿から無作為抽出を行った者に対してモニター登録申込の依頼を行う。

2 前項の依頼を受けた者でモニターとして登録を希望する者は、登録申込書に必要事項を記入し郵送で提出する者とする。

### (登録)

第6 県は、第4及び第5の規定により登録申込をした者のうちから、要綱第6に定める資格を確認し、地域バランス等を考慮した上で、モニターとして登録を行う。

2 長野県は登録が完了したモニターに対してモニター番号等必要事項を通知する。

### (賠償責任)

第7 要綱第9の行為に起因して長野県若しくは第三者に損害が生じた場合、モニターは登録抹消後であっても、当該損害を賠償する責を負うことがある。なお、この場合、県は損害を被った第三者に対し一切の責任を負わないものとする。

### (回答内容等の取扱い)

第8 県は、モニターがアンケートに対して行った回答内容、提出した提案、意見等について個人情報に関する部分を除き編集、公表できるものとする。

### (免責)

第9 県は、モニターとして活動したことにより、モニターが何らかの損害を受けた場合、システムトラブル等によりアンケートを受け付けられなかった場合及びモニターがアンケートに対して行った回答内容、提出した提案、意見等の消失、その他の不具合が発生した場合、一切の責任を負わない。

### (費用弁償等)

第10 県は、アンケートの回答、提案、意見等の提出にかかる費用について負担しない。ただし、郵送で実施する際に県が作成した返信用封筒を用いる場合を除く。

### (個人情報の使用目的)

第11 県は、モニターが登録した個人情報を次の各号に定める目的のために利用する。

(1) アンケートを実施すること。

(2) 集計、分析等に用いること。

(3) 長野県に関する情報を電子メール、郵送等で提供すること。

### (制度変更の通知)

第12 県は、要綱第11に定める制度変更について、当該内容を長野県公式ホームページに掲示することにより、モニターに対して当該内容の通知を行ったと認める場合がある。

### 附 則

この要領は、平成24年4月2日から施行する。